

運 営 規 程

- 第 1 条 本会の規約第3条の目的達成のため、次の規程を定める。
- 第 2 条 この規程は、会員を適用範囲とする。
- 第 3 条 次の事項に、慶弔金及び見舞い金を贈ることができる。
- ア. 会員、死亡の場合10,000円相当
 - イ. 教職員、結婚の場合10,000円相当
 - ウ. 教職員、病気の場合5,000円相当
 - エ. 会員が災害等により損害を蒙った場合5,000円相当
- その他事情により、委員会で勘案して贈ることができる。
- 第 4 条 この規程の変更は、総会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規程は、昭和43年4月1日から適用する。
2. 昭和46年 4月 1日 一部改正(第3条)
3. 昭和52年 4月 1日 一部改正(第3条)
4. 平成 2年 4月 3日 一部改正(第3条2項～6項)
5. 平成 4年 4月 1日 一部改正

アリアーレビューティー専門学校 PTA規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、アリアーレビューティー専門学校PTAと称する。
- 第 2 条 本会は、次に掲げる各項の達成を図る。
1. アリアーレビューティー専門学校の主旨精神を翼賛してその教育事業に協力する。
 2. 学校と保護者の連絡を緊密にし、生徒の福祉増進に努める。
 3. 会員相互の親和を図り、その教養の発展向上に資する。
- 第 3 条 本会は、次の事業を行う。
1. 生徒の教育に必要な事業。
 2. 学校の運営上必要な事業。
 3. 会員相互の教養を高めるために必要な事業。
 4. その他の必要と認める事業。

第 2 章 会 員

- 第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。
1. 学校に在学する生徒の父兄または保護者。
 2. 学校に在職する教職員。

第 3 章 役員及び委員

- 第 5 条 本会に次の役員並びに委員を置く。
- | | |
|-------|-----|
| 名誉会長 | 1 名 |
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 1 名 |
| 会 計 | 1 名 |
| 書 記 | 1 名 |
| 会計監査 | 1 名 |
| 委 員 | 若干名 |

第 6 条 本会の役員及び委員は、次の方法により選出し決定する。

1. 総会において、必要に応じ顧問 1名を推薦決定する。
2. 名誉会長は、校長が就任する。
3. 委員は、各級の父兄及び保護者の中から各級若干名並びに教職員とする。
4. 会長は、委員会において決定する。
5. 副会長、書記、会計、会計監査は、委員の中から委員会において選出する。
6. 必要に応じ書記補佐、会計補佐を学校教職員の中から委員会において選出する。

第 7 条 本会の役員は、次の業務を行う。

1. 会長は、本会を代表し、本会の業務全般を統括する。また、委員会を招集しその議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時その職務を代理する。
3. 書記、会計、会計監査は、その業務を分担処理する。

第 8 条 本会委員の任期は2ヶ年とする。但し第6条3項の選出基盤の資格を失った時は委員の資格を失う。その場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 合

第 9 条 本会は、次の会合を行う。

1. 総 会

総会は、本会の最高機関で毎年4月及び学年末及び臨時に会長がこれを招集する。但し、会員の3分の1又は委員の3分の2の要求があった時は会長はこれを招集しなければならない。

又、議長は会長とする。

4月の総会において当年度事業計画及び予算の承認を求め学年末の総会においては会計監査を受けた後、決算の承認を求めるものとする。

総会の議事は、会員の過半数の出席がなければその議事を議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

2. 委員会

委員会は、随時会長これを招集し、本会に必要な事項を協議する。

第 5 章 会 計

第 10 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 11 条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入によってこれを賄う。

第 12 条 会費は毎月1,000円とする。

第 13 条 すでに納付した会費は返還しない。但し、特別な事由がある場合はこの限りではない。

附 則

1. 本規約は、昭和38年7月30日より施行する。
2. 本規約の変更は、委員会で審議したものにつき総会の承認を経なければならない。
3. 委員会員数に欠員を生じた場合は、必要に応じて委員の補充を行う事ができる。
4. 本会に必要な運営規程は別に定める。
5. 昭和46年 4月 1日 1部改正(第7条)
6. 昭和47年 4月 4日 1部改正(第13条 会費)
7. 昭和48年 5月 1日 1部改正(第13条 会費)
8. 昭和52年 4月 1日 1部改正(第13条 会費)
9. 昭和55年 4月 1日 1部改正(第13条 会費)
10. 昭和61年 4月 1日 1部改正(第13条 会費)
11. 平成 4年 4月 1日 1部改正
12. 平成 5年 4月 1日 1部改正(第12条 会費)
13. 平成10年 4月 1日 1部改正(第6条)
14. 平成16年 4月 1日 1部改正(第1条、第2条)
15. 平成17年 4月 1日 1部改正(第12条 会費)
16. 平成19年 4月 3日 1部改正(第13条 会費)
17. 平成19年 4月 3日 1部改正(第5条)
18. 平成21年 4月 1日 1部改正(第1条、第2条)
19. 平成23年 4月 1日 1部改正(第8条 任期)